

内閣衆質二一三第一二一号

令和六年六月十四日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣林芳正

衆議院議長額賀福志郎殿

衆議院議員長妻昭君提出定額減税の給与明細への義務付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出定額減税の給与明細への義務付けに関する質問に対する答弁書

今般の定額減税について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十一条第一項の給与等の支払をする者が、当該支払を受ける者に交付する同項に規定する支払明細書に所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第一百条第一項第四号に掲げる事項を記載することとした趣旨については、令和六年二月二十七日の衆議院財務金融委員会において、青木財務省主税局長が「定額減税の効果を国民の皆様によりしつかり感じていただくために、・・・給与明細に減税額を明記していただくことによりまして、賃上げと所得減税の双方の効果を実感できるようとする」と答弁したとおりであり、同法第二百三十一条第一項の給与等の支払をする者の義務としたものである。また、御指摘の「子育て支援金」の意味するところが必ずしも明らかなではないが、事業主が、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十五条第一項の保険料を同法第一百六十七条第一項等の規定により報酬等から控除するに当たつての改正法第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三に規定する子ども・子育て支援納付金に充てるための被保険者からの徴収額の通知に係る取扱いについては、改正法第二条

の規定による改正後の健康保険法の規定の施行に向けて検討する事項である。なお、当該規定は、令和八年四月一日から施行することとされている。